

佐賀県告示第二百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった。

平成二十四年八月二十八日

佐賀県知事 古川 康

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

杵島郡白石町大字湯崎字川津一九二四、大字堤字嘉瀬川三五三四の一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び白石町農村整備課に備え置いて縦覧に供する。)